

(表 面)

<p>写 真 ち ょう 付 面</p>	<p>第 号</p> <p>(職)氏 年 名 月 日生</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条の規定による当該職員の証</p> <p>年 月 日</p> <p>厚生労働省(都道府県、市又は特別区) 印</p>
---	---

(A列6番)

第十五条 (感染症の発生の状況、動向及び原因の調査)  
都道府県知事は、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、

動向及び原因を明らかにするために、必要があるときは、当該職員に類

感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは

フルエンザ等感染症の患者、疑似症、患者若しくは動物保有者、新

症の所見がある者又はは感染症を人に感染させるおそれがある動物

死体の所有者若しくは管理者その他関係者に質問させ、又は必要な

急の必要があるときは、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を

染症、四類感染症、五類感染症若しくは動物保有者、新型インフル

疑似症、患者若しくは無症状病原体保有者、新型感染症の所見があ

を人に感染させるおそれがある動物若しくはその死体の所有者若し

その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3 都道府県知事は、必要があるときは、第一項の規定による必要な

調査として当該職員に次の各号に掲げる者に対し当該各号に定める

感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に

きことを求めさせ、又は第一号から第三号までに掲げる者の保護者

者又は後見人をいう。以下同じ。に当該各号に定める検体を提出し、

くは当該各号に掲げる者に当該職員による当該検体の採取に応じさ

とを求めさせることができる。

4 第三項の規定は、第二項の規定による必要な調査について準用す

6 第一項又は第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を

8 都道府県知事又は厚生労働大臣は、一類感染症、二類感染症若し

て「特定患者等」という。が第一項又は第二項の規定による当該職員

は必要な調査に対して正当な理由がなく協力しない場合において、

生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、その

特定患者等に対し、当該質問又は必要な調査(第二項(第六項)にお

る場合、第四十四条の九第一項の規定に基づく政令によつて準用さ

条第二項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合(同

及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によつて適用される場合(同

項の政令により、同条第一項の政令の期間が延長される場合を含む。)

9 前項の命令は、感染症を公衆にまん延させるおそれ、感染症にか

10 都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、

11 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合において

12 都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合において

13 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施

15 (略)

17 第十二項の規定は、前項の規定により派遣された職員について

18 (注意)  
この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生

労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届け出ること。

二 当該職員でなくなつたときは、厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別

区長)に返還すること。